



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働一六九)

〔告 示〕

○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する件
(国土交通一〇八〇)

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖繩総合事務局長に委任した件の一部を改正する件
(同一〇八一)

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第一の別に定める「くるまぐろ」についての一部改正の公表について(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第六十九号
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年十月六日
厚生労働大臣 田村 憲久
麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

<p>第一條の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第一号の様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては、地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。</p> <p>(役員の変更の届出)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第十四條の四 向精神薬営業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第二十号の様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては、地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者(法第五十条の二十六第一項の規定により、法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く)にあつては、その向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。</p>	<p>(新設)</p>